

独禁法に関する若干の考察

宮幸吉

目次

- 一 はしがき
- 二 思潮とその理念
- 三 國際環境と始動
- 四 現代の動向……………その一
- 五 現代の動向……………その二
- 六 むすび

一 はしがき

独占禁止改正法案は、国会最終日の混乱の中で、審議未了、廃案に決定した。独禁法施行以来、約三十年の歴史で初めて、強化への一步前進のこのころみは、挫折した。

六月十九日、同法案の改正強化に取り組んできた人々、とくに、消費者団体、多くの学識者、経済評論家は、一瞬、しばらく絶句したという。国会では、前日の衆議院商工委員会で、改正案修正のため、公聴会を開催したばかりで

独禁法に関する若干の考察（宮田）

あつたからである。

しかしながら、この独禁法改正案が提起された、わが国の社会経済的基盤そのものの歪については、だれも皆、否定することはできないであろう。したがつて、この独禁法改正議論は、今後、かえつて、強化の方向をたどらねばならないと思われる。政府、政党、経済界は、こんどの、この一連の独禁法改正論争の渦巻の中で各方面から抽出された寡占企業対策、競争促進政策、行政指導の適否、そして企業の社会的責任等等……かつての如き、逃げの姿勢は、許されなくなりつつある」とを、あらためて噛み締めねばなるまい。

この問題は、いよいよ、きびしい正念場に近づいてゐる。

II 思潮とその理念

資本主義体制の変容は、アメリカ的寡占禁止政策か、西欧的社会化政策か、そのいずれかを、実施せざるをえない傾向をもたらしつゝある。この両者の根底に、自由に対する基本姿勢の相違を、論拠となすのが一般的である。元來アメリカの自由は Freedom や、「……の自由」であり、イギリスの自由は Liberty や、「……からの自由」であるといわれている。前者が、積極、潔癖性であるのに比べて、後者は、消極、寛容的である。（トランベの Liberte' は反抗的であり、ドイツの Freiheit は、伝統や道徳の枠内にありとこう）おもむく、反寡占の路線を堅持してるのはアメリカであり、歴史的に、その思潮をわかのばれば、かうの Puritan Spirit と Frontier Spirit と、その基盤を認めることがである。⁽²⁾

積極的な自由精神の旺盛なアメリカに、もつとも特徴的に、集中、寡占の弊病が露呈したのは、当然の結果であつ

た。ただ、大大切なことは、そもそも、自由競争が正当な態様であるとして、是認されるためには、その出発点において、競争者が、ほぼ、対等の条件を備えていることを前提とすべきであるという点にある。したがって、原則的には、その社会が、ほとんど、独立の同程度の、事業家によって構成されている状況においてのみ、妥当とするといわなければならぬ。しかし、その当時、すでに、産業革命を経たアメリカにおいては、そうした前提条件は、一応、崩壊の過程にあった。すなわち、自営農民や中小商工業者は、相当残存していたが、他方において、大資本家と労働者の、階級分化が、急激に進展しつつあった。こうした不平等な力の所有者の間に、自由競争が展開されるならば、当然、集中、独占が進展する」とは自明の理である。十九世紀末のアメリカにおいて、いかに、この集中、独占が野性的に遂行されてきたかは、⁽³⁾、数々の資料に残されている。⁽⁴⁾ E. Jones により、「かつて奴隸解放を行つたアメリカは、いま一つの、奴隸制度の重大な危険に直面した」という、有名な激しい言葉で表現されたのも、肯定されるのであつた。潔癖性の強烈な、自由精神を奉ずるアメリカにおいて、この私的独占に反撥したものは、中小企業者や農民等の、主として、独立中小生産者達であつた。⁽⁵⁾ このことは、初めて立法によってもつて、各州のトラスト取締法や、シャーマン法 (Sherman Anti-Trust Act, 1890) の成立当時の背景をみれば、明かである。イギリスの支配から独立して以来、急激に進展しあつた西漸運動 (Westward Movement) と、一八六五年の南北戦争の終結とは、両者相俟つて、さらに鉄道の普及にたすけられてい、本国商品の販路を、大陸の西部と南部に拡張せしむる原動力となつた。⁽⁶⁾ この国内販路の拡大は、製品生産上、大量生産の基礎を、ひいては近代制工業組織の基礎を固める」となつた。しかし、同時に、この国内販路そのものは、一八一六年以來、過重保護の色彩が濃厚な関税制度によつて、全く隔離された販路であり、かくて生産規模の拡張は、一部の企業経営者の立場からは、確実にして極めて有利な企業

環境であった。アメリカに固有する前記の諸条件を具備して、この國の産業經濟は、順調に發達したのであつた。しかし、この固有の諸条件といふ、資本主義發達上の不可避的な障害——機械器具等の不變資本部分の相對的漸増と、雇用労働の可變資本部分の、相對的漸減といふ、資本の有機的構成の、高度化に基く、平均利潤率低下の趨勢を揚棄するものではなかつた。しかも、一般産業ほどに販路の拡大、すなわち、貨客の吸收が無制限でなく、獨占の利益と競争の不利益とが、判然と明確な鐵道事業において、一八七〇年代、とくに盛んに行なわれた、プール組織による企業合団の幾多の実例は、企業經營者に、それがまた示唆を与えた事は、さう迄もない。一八九三年、Philadelphia & Reading 鉄道会社の株価暴落を、その発端とする恐慌をへたのか、幾多の苦い経験をなめた小規模企業の出現は、企業結合の趨勢を、さらに促進するといひ結果を生んだのは、当然のなりやうである。

反トラスト運動は、Standard Oil Co の、差別的鐵道運賃をはじめとする、諸工業の横暴に対する農民の反抗運動として、西部の十一州に起つたハーナンシャー運動 (Grenger Movement) は、その端を発するといふ。農民団体、ハーナン農民秘密結社 (Grenger 党) と人民党 (Populist) は、連邦政府の州際商業法 (Interstate Commerce Act, 1887) と Sherman 法の施行を援助した。彼等の対策は、当初、地方鐵道と倉庫業の独立を、實力によつて抑制するといふを考へてゐたのであるが、その後、それよりむしろ、この規制立法を通じて、個人の血虫、機会均等、および、人民主權などの普遍的な民主主義の諸原則を實現しようとする転換したのであつた。その後、Sherman 法の、補強の意図をもつて生れたクレーマー法 (Clayton Act, 1914) と、連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act, 1914) の成立事情においても、一般小市民や独立中小生産者の運動といふ、基本的性格においては、變化はなかつた。おもて、Sherman 法、ならびに、各州のトラスト取締法により、いかゞだルバムを、不法

なりふれの解決が、続々と適用されたのであるが、ヨーロッパは、ヨーロッパにて変形され、あるいは、ヨーロッパに変貌するといふ、巧妙な脱法行為の続行が、相次いでなされたのであった。しかしながら、いわば、本質的には、なんら、企業結合に變りなく、大勢として企業の独占化は、ますます進展の一途を辿りたのであつた。当時、共和党は、この企業結合をもつて、労働団結と同様に、企業者の必然的經濟行為であるとの見解に立つ、その取締りに妥協的であったが、ついで、独占化が激烈に展開されたため、これにともない、多数の犠牲企業が輩出するにいたつた。⁽⁷⁾⁽⁸⁾ これに反対して、民主党は、この当時の、続出した經濟的脱落者が、重要な基盤となりふれとしわねて、

注

- ① Merle Fainsod and Lincoln Gordon; *Government and the American Economy*, 1941.
- ② Harold J. Laski; *The American Democracy*, 1948, p. 26.
- ③ J. A. Hobson; *The Evolution of Modern Capitalism*, 1926, pp. 204-205.
- ④ Eliot Jones; *The Trust Problem in the United States*, 1921, p. 318.
- ⑤ 石原知行、「トマス・クルーソーの資本主義発達史」110-1回。
アメリカの歴史は、大部分、大西部への植民の歴史であった。広漠たる自由な土地の存在、連續的な西行、西部へのアメリカ移住民の發展は、アメリカの發展を示現する。
- ⑥ A. W. Griswold; *Farming and Democracy*, 1948, p. 145.
- ⑦ Harold Underwood Faulkner; *American Economic History*, 1949, p. 452.
- ⑧ 国鉄編「社会文化发展史論」第四編、第11、第四章、同文館昭和19年1月。

アメリカにおいては、独占理論の研究は、E. H. Robinson よりも J. V. Robinson によつて、動態的寡占經濟論として、新しい舞台の展開を始めたのであるが、いわば、J. M. Keynes の例の、財政政策、なら、雇用政策と比肩する、緊急問題として、学界の注目をひくことになつた。他方、A. A. Berle など G. C. Means の、經濟力

集中と巨大株式会社の分析によつて、アメリカにおける寡占の実態が、詳細に解明されるにいたつた。⁽²⁾この研究は例の大恐慌より、可成り以前に着手されたものであり、当時のウォール街の実績と、それに伴う産業寡頭政治の裏面と歪を、摘出すること目的としたものであった。この研究のうち、とくに、注目をひいたものは、金融関係会社の、産業支配に関して露呈された、統計成果であつたといわれてゐる。

一九四七年の年頭報告において、Truman 大統領は、第二次大戦が、経済の集中を推進した事実を公表し、反トラスト政策の一環の強化を、特に切望した。かくて、直に、下院の司法委員会に、独占問題調査のための Celler 委員会が設置され、活発な調査活動の下に、その成果を公表するとともに、反トラスト法の改正強化の作業を施行した。その一例が、一九五〇年末の Clayton 法の改正であつた。しかるに、このきびしい反独占政策の実施は、かえつて、経済界に、合併活動の型を変化させ、例の、複合企業の急増、多国籍企業の輩出を中心として、一九六〇年代の初頭より年末にかけて、アメリカ経済史上第三の異状現象といわれる、合併運動の典型がみられるにいたつた。この新たな合併と集中の進行に対して、一九六八年の七月、司法省は、反トラスト政策に関する、大統領特別諮問委員会の報告書を公表し、その対策を声明した。⁽³⁾この報告書は Neal Report と呼ばれ、独禁法改正に関する新なる勧告内容としている。この報告書とよく注目される点は、付録 A と B である。付録 A は、高度集中産業法 (Concentrated Industries Act) の提案で、「われわれは寡占産業または高度に集中的な対象とする特別法の制定を勧告する」であり、付録 B は、合併規制法 (Merger Act) や、「われわれはさらに巨大企業が集中的な産業における主要企業を取得するような合併を、禁止する追加的な法律の制定を勧告する」としてゐる。前者は、既に存在する、集中の状態の改善を意図したものであり、後者は、将来における、集中高度化の防止を意図したものであつた。現行の反トラス

ト法が、主として、反競争的行動を制限するという、行動志向的なものであるのに対し、これはむしろ、明確に、構造志向的な方向への転換を、強調しているものといふことができる。この報告の考へ方の背景には、反独占政策に関する、C. Keyser ④ と D. F. Turner の、反トラスト政策に対する、経済学的アプローチ、および、T. S. Bain & R. Caves ⑤ による、産業集中と利潤率との相関についての、実証的研究が、おもめて、大きな影響を与えていたことが推察される。

寡占状態の下においても、見方によれば、活発な競争が存在し、それによって醸成される成果も、完全競争と同様に、或程度の技術革新、代替品競争などの、改良工夫がみられ、これが経済成長や、その進歩に、大きく貢献する場合のあることは、否定しがたい、しかし、寡占企業を自由放任しても、常に効果的な競争が行なわれ、所定の目的の成果が得られるとは、到底、考えられないのである。

J. M. Clark の有効競争の理論は、反トラスト政策に、従来の、経済学的基準である完全競争にかわり、より現実的実際的基準であることを基礎付けして、構成されたものであった。^⑥ この理論は、それより数十年前、J. B. Clark や A. Marshall によると、有効競争理論の発展とみられてゐるものであるが、直接的には E. H. Chamberlin そして J. Robinson 型の、独占的競争や不完全競争の、理論を出発点としながら、その理論によるとすべく、否定的結論から脱出せんとして、展開されたものといわれている。J. M. Clarkによれば、有効競争の意義として「各販売者の設定した価格が買手の自由な選択によって有効に制約されていふもの」と、各販売者達が純収益の極大を目指して商品を販売する競争であり、売手は、他の競争者の提供する商品の魅力と等しいか、あるいは、それ以上のものを供給する努力が必要であるような競争である」としているが、この概念は、アメリカ反トラスト政策において、従来の経済

学的基準たる完全競争にかわり、一層現実的、実際的基準たることを企図して、出現したものであった。完全競争は本来、分析的概念である。その前提の非現実性、および、その静態的性格によって、現実政策の基準としては、かならずしも適切とは判定しえず、そのため、完全競争基準は、反独占政策の尺度としては、拒否せざるをえず、いわゆる規模の経済性と、競争の原理とを、同時に満足せしむるものでなくてはならない。その意味において、有効競争の理論は、決して完全競争の代用品ではなく、理論の進歩に貢献するという点で、はるかに、すぐれた成果をあげるものであった。原則として、競争の理論的分析問題に対する対応としては、分析的概念を、実際的政策問題に対する対応としては、政策的概念を、採用するのが適切な論法であるが、これらの有効競争論者の果した役割は、評価されなければならない。ただ問題は、各論者の主張する有効競争基準の内容が、各人の、主観的価値判断によることが大きく、全体として、確固たる共通内容に欠けるところのある点に、議論の余地が残るのである。現在においては、一般に、完全競争基準と有効競争基準を、その代表的立場として、とらえられているが、両者の性格は、全く対照的といえるものである。反トラスト政策において、いずれに、傾斜すべきかの問題についても、伝統的民主主義を奉信する人々が、構造基準を主張するのに反し、先ず、経済効率の向上を重視する人々は、成果基準に賛意を表明しがちであり、結局は、イデオロギーの問題に帰着することになる。現実の反独占政策において、伝統的民主主義の遵守と経済効率の進展を、同時に達成せんとすることは、極めて至難なことといわざるをえない。しかし、有効競争規準の内容が、いかに複雑多岐にわたるとはい、根本的に、協調主義の様な、競争原理とは、まったく異質の要素を導入することは、理論上許されないのである。概観するに、有効競争論者は、おおむね、小異はあっても、各企業が、自己責任の原則を堅持すること、競争原理が終始貫徹さるべきこと、そして最後に、消費者保護の理念が重視さるべきこと。以上の三原則を主張

していふ点では、立場の如何を問わば、一般に意見が一致していふ様である。⁽⁶⁾

寡占体制下の競争問題に関する研究は、いのよんだ、経過を経て、いん日に至つて、いふが、じゅしただ、もきわめあた議論が積み重ねられ、体系化されて、所謂、現代の産業組織論といふ、新しい学問分野に昇華せんとしりつある。いまだこの産業組織論は、「確定された内容はなく、まだ、明確な境界もない」現状であり、したがひて、学説史的展開過程も、一つの系譜で説明するには、まだ、明確な境界もない。A. Marshall の経済原理に、求めらるいとは、でも、その後の発展は、イギリス、アメリカにおいて、それぞれ、異った問題設定、および、分析をもつて、展開していくようである。アメリカ的産業組織論は、主として反トラスト政策をめぐる、理論的、実際的研究を通じて、発展したるものであるが、その主流は、J. S. Bain・R. Caves らによる、価格理論を応用しながら、市場構造、市場行動、そして市場成果の三つの基本概念を用いて、その体系化を基図しているのである。これは元来、反トラスト政策の、展開過程で構成されたもので、産業組織論が、これにシントを得て、その理論化、体系化にあたり採用したものである。⁽⁷⁾これはあくまでも、競争の信頼、また、反独占の信念に、基礎をおこしたものである」とを、強調するといふが、やあい。

注

- (1) Joan Robinson: *The Economics of Imperfect Competition*, 1933. 加藤義郎訳「不完全競争の経済学」文庫版。昭和川十一年。
- (2) A. A. Berle and G. C. Means: *The Modern Corporation and Private Property*, 1932. その研究は T. N. E. C (Temporary National Economic Committee) の「大企業の発展的構造」へ入れられ、やがて後の実證研究の資料の基礎をおこむことになる。
- (3) The Neal Report; The Report of the White House Task Force on Antitrust Policy. 教授以降十三名の「反トラスト政策に関する大統領特別諮詢委員会」が、一九六八年七月、Johnson 大統領に提出したものの、その報告書の結論は、批判的な報告書とし The Stigler Report; The Report of President Nixon's Task Force on Productivity and Competition. がある。

- ④ C. Kaysen and D. F. Turner; Antitrust Policy, 1959.
- ⑤ J. S. Bain; Industrial Organization, 1959.
- R. Caves; American Industry: Structure, Conduct, Performance, 1969.
- ⑥ J. M. Clark; Competition as a Dynamic Process, 1961.
- ⑦ J. M. Clark; "Towards a Concept of Workable Competition," American Economic Review, 1940. p. 243.
- ⑧ 関裕義「経済政策の思想的背景」第三章以下、同文館、昭和廿十年四月。
- ⑨ R. B. Heflebower & G. W. Stocking; Readings in Industrial Organization and Public Policy, 1958.
- ⑩ 小畠唯雄「反独占政策と有効競争」第二部以下、有斐閣、昭和四十九年七月。

III 国際環境と始動

第一次大戦前迄は、国際聯盟を中心とし、世界各国は、その不況下における価格の暴落を防止し、不況から脱出する手段として、国際カルテルに対しては、比較的緩かな態度を保持していた。例えば、一九二七年、国連主催の世界經濟會議 (The World Economic Conference of the League of Nation) において、初めて、国際取引における、カルテル問題が採りあげられた。しかし、これは、カルテルに対する弊害阻止のための、国際法的法律制度の採択というよりは、生産の組織化を計るために、ドイツ、イギリスなどの主張に基いて、各國政府の統制のもとに、むしろ、カルテルを容認しようとするものであった。ゆいへん、アメリカは、反トラスト政策の、伝統的理念に基いて、また、ソ連は社会主義的理論から、反独占の立場に立脚して、その態度を保留したため、全般的な、見解の一一致を見るにいたらず、経済會議としては、次の如き勧告を行つたにとどめたのであった。すなわち「国際カルテルは一定の条件の下においては、生産の、より整然たる組織と、生産費の低下を保障し、不経済な競争を阻止する働きをなし、産業活動の過激な動搖からの生ずる弊害を、減少する傾向をもたひるものである。元來、カルテルは、独占的傾向と不

健全な事業方法を奨励し、技術的進歩を阻害し、消費者を搾取する可能性の、存在するいふる否定でない。しかるに、現状においては、カルテルは、承認せざるをえない過度的形態であり、このよくな弊害は、カルテルを指導する各國において、適當なる規制手段を講すべきである。⁽¹⁾」

独禁法の国際環境は、第二次大戦後、大きな変革をもたらすにいたつた。やなわち、それまでは、各國の、單なる国内法としての規制にとどまっていたのであるが、一変して、重要な国際条約として登場し、その性格が、国際関係に、重大なる意義をもたらすにいたつたことである。国際条約において、独占禁止の条項が、初めて明示されたのは、ハバナ憲章 (Havana Charter) である。国際条約において、独占禁止の条項が、初めて明示された Nations Conference on Trade and Employment) であった。この憲章は、自由通商、国際投資の拡大などを基礎として、国際的な規模において、世界経済の拡大成長をはからんとする、一般的、総合的な規範を制定したものである。さらに、その独禁条項は、地域的な多角的国際条約にも、採り入れられることとなつた。例をあげると、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体条約、ヨーロッパ経済共同体条約、ヨーロッパ自由貿易連合条約、ヨーロッパ経済協力機構条約その他、後進国経済協力開発機構条約等がこれである。これらの諸条約における独禁条項は、それぞれ、若干のニアансの相違はあるにしても、その基本的理念、構想については、このハバナ憲章の精神に、通ずるものがあるといは、論をまたない。また、二国間条約においても、同様に、独禁条項が、折込まれる方向にありといえ。以上の様に、第二次大戦後は、一般的国際条約、地域的多角的国際条約、さらにまた、二国間条約等において、先進諸国間に独立に関する法規制が行なわれて、同様に、発展途上国においても、すでに若干の国で、独禁法が制定強化され、あるいは、その立案の準備が、進行しつつあるのをみるなどができたのである。この、第1次大戦後の、独禁法

制の、国際的環境の変化は、根本的には、国際経済ないし国際経済政策の、新なる展開とその反省とに、基礎をおくと認めることができる。かつての、古典的国際経済論は、貿易論を中心として、構成されたものに過ぎなかつたが、新なる国際経済論は、国際的所得循環の理論にまで発展し、経済学における Keynes の均衡理論を、国際経済政策へ適用する方向へと、派生していったのである。これに基く国際経済理論は、国際的な通商、投資の自由を促進し、これを基盤として、各国の、雇用と実質所得の水準を高揚し、有効需要を増成して、経済の拡大均衡を、国際的規模において達成せんとするものである。これは、一九二九年前後の世界恐慌と、それにつづく、世界大戦という、過去の悲劇の、代償としてかちえた、国際経済政策にほかならない。この経済構想を、具体的に、表明したものが、この国際貿易機関憲章なのである。この憲章は、第一章「一般目的及び目標」のなかで、次の様な条項を掲げてゐる「一、高度の、かつ、着実に増加する、実質所得及び有効需要を確保すること」、貨物の生産、消費及び交換を増大するこど、かくして、均衡のとれた世界経済に寄与すること、二、「とくに、工業発展の初期の段階にある諸国の、工業的及び一般的發展を促進し、かつ、援助すること、而して、生産投資のための、資本の国際運動を奨励すること」、三、「すべての国が、その経済的繁栄及び發展のために必要な市場、產品、そして、生産手段への、均等な条件において接近すること」を促進すること、四、「相互及び互恵的基礎において、関税及び他の貿易障害の低減、並びに、国際通商におけること、六、相互的理解、協議及び協力の促進によって、雇用、経済發展、通商政策、商慣行及び商品政策の分野において、国際貿易に関する諸問題の、解決を容易ならしめること」。他方、具体的に、国際貿易の阻害となる、競争

制限行為の諸類型（四十六条）を列挙して、この様な行為があつた場合には、加盟国は、国際貿易機構に提訴し、是正措置をとるよう要請する所とあり、最後に、憲章は、「締約国が、それらの目標を、達成する」ことをめざす国内及び国際的行動を、促進する」とを、個別的かつ集団的に誓約する旨を規定している（一条）。このようだ、国際貿易憲章は、世界通商上の、自由競争体制を確立するという、画期的な意義をもつてゐるのであるが、その反面、競争制限防止法をもつた國ともたない国との間に、不平等が生ずるゝべく、また、同憲章の条項が、各加盟国の主権を、或程度、制限する性質をもつてゐること、などの理由から、各国の批准が進行せず、結局、流産せざるをえなくなり、この憲章は事実上、單なる歴史的宣言にとどまつたのであつた。しかし、この憲章での通商条項は、その後、一九四七年、ショーネード、二十三ヶ国の調印をみた「関税および貿易に関する一般協定」（General Agreement on Tariff and Trade; GATT）のなかに、価格ダンピングや為替ダンピングの、規定などの形で結実してゆくのであつた。

かつての、第一次大戦後の、世界の状勢を反省するに、戦勝国、あるいは、一部の国々の孤立的繁栄は、彼等にとってされ、結局、終局的な繁栄をもたらすものでなかつたことを証明した。この歴史的事実に対する反省として提起されたのが、この国際貿易機関憲章の目標に示された構想であつた。そして、この構想の一環として採りあげられたのが、独占禁止の政策なのである。国際的な自由な通商、投資の拡大、これによる各国の雇用、所得水準の向上、なおまた、有効需要の確保、増出は、資本主義経済体制に、必然的に発生するといわれる、諸矛盾、特に恐慌の出現に対し、最適の対症予防策といふことができよう。いいかえれば、この方策こそ、資本主義経済に、調和ある活力と弾力力を与へ、その老朽化、硬直化を防止する、役割を果たすものなのである。たゞ、一方において、通商、投資の拡大化が推進されたとしても、他方において、独占化が進行すれば、やがて資本主義の特質は喪失して、いわゆる、

矛盾のみが表面に露呈し、国際的經濟の歪を拡散する結果をもたらすのである。

以上のように、第一次大戦後、世界をめぐる、国際的經濟協力機構は、戦前にみられたような、広域經濟圏のものとの、各国の、国家的統制とは本質的に異り、相互協力による自由經濟を基調として、その均衡的拡大により、世界經濟のもとでの経済繁栄を目的としており、それは同時に、ガットや国際通貨基金（IMF）の掲げる、基本的目標とも密接に結びついて、今後の、反独占、競争制限防止政策の國際化法制の分野に、新しい課題を提供するものといわねばならない。

注

- ① 公正取引委員会事務局編、「現代世界独占禁止法令集」、日本生産性本部、昭和四十一年。
- ② Wilcox; A Charter for World Trade, 1949. The Library of Congress Legislative Reference Service, The Havana Charter for an International Trade Organization. 金沢良雄「国際貿易憲章と国際通商立派」、日本管理法令研究会刊。
- ③ 今村成和「私の独占禁止法の研究」、有斐閣、昭和三十一年十一月。
- ④ 経済法学界編「独占禁止法講座、総論」、商事法研究会、昭和四十九年十一月。

Ⅴ 現代の動向……その一

最近の欧米における独禁法改正は、寡占の進行を阻止し、寡占の弊害を是正するため、強行されつつあるが、それのみでなく、欧洲共同体（EC）、および、経済協力開発機構（OECD）の、制限的取引に関する専門委員会において、各国が、自國の企業のみ有利であるような、弱い独禁法から脱却して、国際的競争ルールに基づいた、自由で公正な競争を、確保する」ことが最も必要であるとの、強い認識の下に、独禁法強化改正が、進められている現状である。勿論、多国籍企業の進出に対しても、自國の独禁法強化は、当然な」とあるが、それ以上に、カルテルなど

で不当利益を取得し、輸出ダンピングなどをすれば、やがて、独禁後進国として、国際社会から孤立しかねない動向にある。元来、市場支配力の規制は、競争政策上、極めて困難な問題である。それは、競争相手を、その市場から排除し、価格をはじめ市場条件を、競争相手の掣肘を受けることなく、決定する力であり、また、この力は、競争企業に対する略奪的な、そして強圧的な政策、つまり、カルテル、合併などを通じて形成されるものである。一般に、世界の先進国の独禁法は、これまで、企業の市場行動の規制を、目的としたため、この市場行動に、決定的影響をおよぼす、市場構造そのものを、充分把握することができず、結局、市場行動、また、その結果として現われる市場成果の規制が、不徹底ならざるを得なかつたのである。かくて、現代の、世界的規模での、インフレの異状な進行に対し、マクロ財政金融政策と併合して、ミクロ的競争経済政策を適用する必要性が、痛感されるにいたつたのであつた。この、競争政策の強化の要請に対応するため、従来の、独禁法における市場行動志向性を是正し、市場構造基準を、採り入れる必要性が痛感されるにいたつた。

わが国の、独禁法改正強化が、単に国内的要請であるばかりでなく、国際的要請もあることを強調して、現今、歐米主要国の競争政策が、いわゆる、市場行動、市場構造、そして、成果基準を、どのように駆使して、市場支配力を制禦せんとするかを、簡単に追うことにする。

アメリカの反トラスト法は、カルテルと独占化を原則的に禁止し、競争を滅殺する合併を制禦することによって、市場支配力を規制しようとする点で、世界で強も厳しい、独禁政策であるといわれている。一八九〇年の Sherman 法制定以来、糾余曲折の過程を経ながら、しかも、原則的に貫して、独占は悪という基本的前提にもとづいて、原則主義の立場を堅持してきた。この原則主義の堅持こそ、活発な競争を通じて、経済的効率の改善をもたらすばかり

か、機会の自由、平等を基礎とする経済民主主義、ひいては、政治的民主主義確立の、不可欠の条件であるという、信念に基くものであった。このように、アメリカにおいては、原則禁止の理念から、独占化ないし寡占化の規制を強化してきた。それは、寡占化の有力手段である合併の規制に、判然と典型的に証明されている。⁽¹⁾この合併規制は、議会が集中化阻止の意図を明確に表明化した一九五〇年の Celler-Kefauver Act 以後、とくに活発となり。競争的な市場構造を維持することにより、はじめて、企業の競争的行動の確保が可能となるという、例の産業組織論を背景に、構造基準その中でも、とくに、客観的な集中度を基準とした、厳格なものであった。この、合併規制にみられるような、厳格な寡占化規制も、あくまで、人為的手段による、寡占化のそれであり、寡占状態そのものの規制ではないのであった、そのため、反トラスト法は、すでに、寡占化に成功し、独占的な利益を享受している、巨大企業には適用されず、これに反して、これから寡占化を実現せんとする、比較的に、その規模と勢力において、小型の企業に対しては、厳しく適用される、不均な法律であるという、Galbraith の批判も、当然と思われるるのである。確かにこの点は、反トラスト法の致命的欠陥であり、行為規制主義的反トラスト法の、根本的限界がみられたのであった。この原則禁止主義の立場を貫きつい、欠陥を補正するためには、反トラスト法に、構造規制の理論を導入するより、他に方法がないのであった。一九七一年九月に提出された、S. E. Har'st 民主党上院議員による、集中産業法案、また翌年七月に提出された、上院反独占小委員会委員長 A. G. Hart 民主党議員による、産業再編成法案は、共にこの点の補正を、意図したものであった。Har'st 法案は、一九六九年五月に公表された、「一定の市場における産業力の集中を低下させるための法案」であり、Johnson 政権下の、反トラスト政策に関する、大統領特別諮問委員会報告、別名、Neal Report の付録法案と同趣旨のものであり、——一定期間を通じて、年間販売額が、五億ドル以上

で、かつ上位四社の累積集中度が、七〇%以上の寡占産業において、その産業を構成し、かつ、一五%をこえる、各寡占企業のシート一一〇%まで、引き下げることを骨子としている。Hart 法案は、一、単一企業について、独占力の保有自体を、違法と宣言して、解体の対象とすることを明確にするとともに、最近七年間のうち、五年連續、税引き後の平均利潤率が、一五%を越える場合、二、最近五年間のうち、連續三年にわたり、複数企業間に、実質的な価格競争がなかつた場合、三、最近三年間のうち、いざれかの年において、上位四社の累積集中度が、五〇%以上を占める場合に、独占力の保有を推定するという規定を設定し、当該企業が、独占力を保持していないことを立証しない限り、企業分割、その他の構造規制措置がとられることになつてゐる。この法案は、寡占の市場構造、市場行動、市場成果に、一定の推定規定を導入し、その状態にあるときは、規制対象となすもので、違法行為規定でなく、状態規制であるところに、特徴があるものである。勿論、これらの集中排除法案には、単に、現行の反トラスト法の欠陥を補強し、法体系の整備を目的とする以上に、こん日のアメリカの、経済社会の憂うべき傾斜動向に、軌道修正を、おこなわんとするものであつて、A. G. Hart 議員は、その立案趣旨説明において、アメリカ社会の根本的な理想である、自由主義経済の確保が可能であるか、はたまた、統制経済への道へ転向せざるをえないかの、重大なる岐路に立たされていることを強調したのであつた。すなわち、一方では、経済力の集中によつて、国民の経済生活が、少數者により支配される現状があり、他方では、インフレと失業に対処するため、賃金と物価の統制が導入される可能性が、予見される状況にある。しかもこの統制が、成果をあげるためには、より強力、かつ、全面的な高度の統制が要請され、結局、巨大企業を主軸とした、政府の計画と統制という、民主主義にとって、もつとも、危険な路線へと、なだれ込まざるをえない動向について、警告を発したのであつた。

もし、この法案が通過すれば、一九四六年の、タバコ事件でみられた、シレンマは解決され、寡占対策は、大きな進展をみる」とにならう。先般、司法省反トラスト部長の A. Kuyper や、連邦取引委員会 (FTC) 長官の V. W. Ekman が発言した。両氏は、この「一〇年戦争」と呼ぶ、独占・寡占対策に取組み、IBM ゼロックスの独占状態、および、ケロッグ等の朝食産業の四社寡占、そしてスタンダード石油等の、石油産業の寡占に対して、違法宣言を表明している。排除措置には、企業分割のほかに、商標制限や特許、ノーベルの無償許諾命令も、予定しているといわれている。すでに、ゼロックス社は、企業の分割命令を避け、特許の公開を条件に同意審決にも取り込み、これを解決してしまった。ゼロックスの解決と共に司法省は、American Telephone and Telegram (AT&T) の企業分割案を提示しているという。他方、FTC は、大企業に、部門別の原価、利潤を明示した財務報告の提出を求めて、これを整理し、必要な場合には、公表する予定であるところ。更に最近では Sherman 法違反に対する刑事罰を強化し、その罰金も、法人に対しては最高五〇万ドル、個人は最高一〇万ドルに引き上げたところ。この様な、反トラスト法の運用強化は、反トラスト当局、および、議会によって、実施されるばかりでなく、一般消費者の、反独占運動によつても、強烈に支持されてゐるところに、現代アメリカの、反独占運動の特徴がある。この傾向は、この問題に関する中小企業、一般消費者による民事訴訟の激増が、この運動の動向をものがたつてゐる、認めることがである。⁽³⁾

イギリスには古くからロモンローがあり、このロモンローのなかに、取引制限を内容とする契約等を、違法とする判例原則が、存在していたことは衆知の事実である。しかるに、このロモンローの伝統は、むしろ、アメリカの反トラスト法において開花し、イギリスにおいては、第一次大戦終了にいたるまでは、みると動きはなかつたといえ

る。本格的なイギリスの独禁法は、一九四八年の、独占による権限的慣行法 (Monopoly and Restrictive Practices Act, 1948) にないより、その後、規制の強化がはかられましたが、その体系は、複数の法律の組みたしからなら、貫して、独占と善惡の区別を設ける、幣書規制主義の特徴を維持してきたのであった。これは、自國企業の国際的競争力強化のために、重要産業に対し積極的に集中化を推進した、産業編成態度にみられるように、技術進歩と経済成長率の、長期的停滞から脱出するために、企業の体質改善が必要であったといふ。他に、集中化、独占化は、資本主義の発展法則からみて必然であり、また、国有化についても理あらじものであるとの、労働党の執拗な政治的イデオロギーの、志向によるものであったといえよう。独占及び制限的取引慣行法は、独占状態にある工業製品についての調査、規制を定めたものであったが、その後、カルテルの登録、審査と、集団的再販売価格維持の禁止を内容とする、一九六五年の制限的取引慣行法 (Restrictive Trade Practices Act, 1956)、単独事業者が行う再販売価格維持の登録、審査を内容とする、六四年の再販売維持規制法 (Resale Price Act, 1964)、合併及びサークル業における、独占の調査規制を内容とする、六五年の独占及び合併法 (Monopoly & Meger Act, 1965) が、順次成立し、反独占政策のために必要な法体系が、ほぼ整備されたことになった。^④ しかし、この独占及び合併法は、独占状態の企業の行動規制にのり出したもので、必ず採りあげた問題は、ヒリ・リバー社とプロクター・ギャンブル社の、家庭洗剤の価格支配であった。その販売価格が、不当に高価であることを指摘して、両社に価格引下げ命令を出し、110% の価格引下げを実現させた。また、カダツク社のカラーフィルムの価格にもメスを入れ、過大な利潤、小売りマージンを摘出して、111' 五% の価格引下げを実施させた。しかも、これらの三社は、多国籍企業であつて、この法律は多国籍企業の行動規制をも可能となしてい。イギリスはヨーロッペで最もアメリカ資本の進出の顕著な国である。そ

のため、市場支配力の強いこの多国籍企業の、支配力乱用を放置すれば、国内経済の悪化は深刻となる。企業の国際化に基く、自國経済の防衛を果す要請から、出発したものであった。なおまたこれは、イギリス産業の寡占化に、歯止めをかけるため、合併規制条項もおり込んでいる。すなわち、資産五〇〇万ポンド以上の場合、または、合併によって、市場占有率が三分の一以上を占める場合に、独占委員会が商務省の付託に応じて、公益に反するか否かを判断する」となっており、一九六五年から一九七〇年末に、十二件の合併を調査の対象とした。しかるに、この十二件のうち、八件の合併が認可され、必ずしも、合併規制の目的が達せられたとはいえない（いわゆる「合併の十年間」とよばれる）。更に新に、法改正が施行されたのであるが、これが、一九七三年七月の公正取引法（Fair Trading Act, 1973）である。この法改正は画期的なもので、一、合併規制を強化するため、合併によって、公共の利益が損なわれないと予想される場合においても、規制可能の予防措置が導入され、合併規制の緊急命令権が国務大臣に附与されている、二、再販売価格勧奨も、五六年法の規制対象内に含めることを規定した、三、カルテル規制強化のために、特許意匠ブル協定を、五六年法の規制対象内に加へた、四、独占状態を、シエア三分の一から四分の一に改定し、価格規制権限ばかりでなく、企業分割を命令する権限を主務大臣に与えた（構造規制概念の導入）、五、最近独禁先進国で採用され始めた、消費者保護規定が注入され、消費者保護諮問委員会と公正取引庁が創設される」とになったこと等である。前者は、消費者利益を害する行為の調査、および、排除勧告を、後者の、公正取引庁に提出する機関で、独占委員会と並ぶものであり、かくて、イギリス独占禁止政策の運用が、一本立てたことを意味する。^⑤ いずれにしても、イギリス独占禁止法体系の歴史は、改正に次ぐ改正で、順次、欠陥を補填し、いまや、アメリカに次ぐ整備されたものとして、国際的に評価あれりである。

- ① W. F. Muller, *The Celler-Kefauver Act | Sixteen Years of Enforcement 1967*. 〔公取法の実績と議論〕「公取法の歴史」
[丸K氏母、長子]。
- ② Senator Fred R. Harris, "The New Populism and Industrial Reform: The Case for A New Antitrust Law," *Antitrust Law & Economics Review*, 1971.
- Senator Philip A. Hart, "Restructuring the Oligopoly Sector: The Case for A New Industrial Reorganization Act," *Antitrust Law & Economics Review*, 1972.
- ③ R. A. Posner, "A Statistical Study of Antitrust Enforcement," *Journal of Law and Economics*, October, 1970.
- ④ 小原忠雄「ヤギラバ」における競争政策の最近の動向」(公取監視) 11月号、新野幸次郎「現行資本主義と独裁政策」(経済誌論) 昭和四十八年十一月四号。
- ⑤ Elizabeth L. Smith, "The Fair Trading Act," *Trade and Industry* August 9, 1973.

H 現代の動向……& 11

第二次大戦後、西ドイツは、カルテルの祖国たる、社会的市場経済 (Soziale Marktwirtschaft) の原則によれば、競争秩序政策へと転換し、いわゆる、奇蹟の経済復興を実現した結果としていた。今更いりどり、説明の必要はない。^①その間、本格的な反独占政策は、いわゆる「Erhart の五年戦争」も含め、ふらふらな曲折をくぐり、初めて、恒久法としての、一九五七年の、競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, 1957) の成立に、みるべくかねてあつた。

この法律は、第一章第一節、カルテル契約決議、第二節、やがての拘束契約取引、第三節、市場支配企業の経済力乱用、第四節、ボイコットおよび威嚇行為などを内容として構成されていた。その理念は、ほんと、アメリカ型の、反トラスト政策に等しいものであった。しかるに同法は、カルテルに対しては、原則禁止主義をとりながら、企業集中

に對しては、集中自体を禁止することなく、集中の結果成立した、市場支配的事業者の、乱用のみを規制する、弊害主義の立場にたつという、不均衡を含有するものであった。とくに、乱用規制の対象となる獨占的市場支配的事業者および、寡占的市場支配的事業者の、定義について、実質的競争 (*ein wesentlicher wettbewerb*) といふ条件が、極めて不明確であり、その存否の認定が困難であったため、乱用規定も、極めて不充分にしか活用されなかつた。他方、企業の集中化が進行するにつれて、社会的市場経済の原理と、矛盾する状況が形成される可能性が生じ、しかも、インフレを支える、寡占の弊害が表面化するにおよんで、遂に、全面的に集中規制の強化を、施行する必要性が認識されるにいたり、一九七三年八月、競争制限防止法を、大幅に改正せざるをえなくなつたのであつた。その改正点の主たるもの説明すると、第一、合併の事前規制である。五七年法では、合併通知の義務を明記していたが、合併規制の条項は含まれていなかつた。この欠陥は、すでに五〇年代末に、議会においても議論され、合併は産業における寡占化を進行させるのみならず、ヨンショルンの再編、強化についてながらものとして、議会は政府に、合併規制項目の追加を要請していた。また、カルテル庁も、一九六七年から、この合併規制の必要性を強調しはじめた。なおまた経済省も、一九六九年に、部門別の集中化の実体を解明し、寡占化の弊害を指摘したのである。かくて、一九七一年の五月に、本法の改正案が作成され、ついで七三年に、連邦議会および連邦参議院で可決されたのであつた。改正内容は、企業結合により、市場支配が生じ、または、強化されると予想される場合は、企業結合を禁止する権限を、カルテル庁に与えたもので、イギリスと同様、アメリカの Claton 法第七条の、予想措置規定を導入したものである。

第二、市場支配的企業の乱用規制強化である。従来の、市場支配者の定義に「競争者との関係で、市場において優越的地位を有する場合を」追加することとなり、一事業者が三分の一の市場占有率を有する場合を、獨占的市場支配的事

業者と推定し（年間売上高一億五〇〇〇万マルク未満の場合を除く）、上位三社の累積集中度が、五〇%以上の場合は、上位五社の累積集中度が、三分の一以上の場合を、寡占的市場支配的事業者と推定するとなし（年間売上高一億マルク未満の場合を除く）、市場支配的事業者の推定規定を、あらたに、設定したことである。第三、相互協調的行為の禁止規定である。従来、禁止されるカルテルは、契約あるいは決議があるときのみで、いずれも文書によるという考え方が、連邦最高裁の判決で示されてきた。とくに、EC内のタール染料事件では、西ドイツ裁判所が、この考え方を強調したため、EC競争制限法の八十五条における、文書明示協定ばかりでなく、間接証拠によつても、カルテル的行為が、禁止できる原則と、対立することとなつた。これが契機となつて、EC八十五条と、同趣旨の強調行為の規制条項が、西ドイツにも導入されたのである。かくて、西ドイツの協調行為の規制は、文書契約によらない、暗黙の共謀行為も、間接証拠によつて、禁止されることとなり、これは、画期的な法改正といふことができる。

このように、西ドイツは、この改正法により、競争制限防止法の体系的整備をはかり、寡占規制強化の観点から、合併という企業の外部的成长による寡占化を、原則的に禁止するとともに、他方、この禁止規定によつては規制しえない、企業の内部的成长による寡占状態の成立に対しては、乱用規定によつて、弊害を防止してゆくという、寡占規制の総合的対策を確立したといえるのである。この寡占規制の強化をはかつた今次改正法が、この後、如何に運営され得るかは、今後の問題であるが、市場支配的事業者の乱用規定は、改正後、ただちに具体化し、とくに、カルテル序は、早速、価格引下げ命令を、積極的に活用しようとしている。すなわち、七四年一月、電気カミソリの市場支配的メーカーである、ブラウン社の価格引上げの撤回を、成功したのを発端に、市場の大部分を支配する、五大石

油業者に対する協調的な価格「上げ」、および、ノーラクスワーゲンの価格「上げ」に対しても、それぞれ、撤回通告を行つてゐる。また合併規制については、改正後、エネルギー関係の二件に対し、禁止命令を出したと報告されてゐる。いずれにしても、カルテル庁が、この改正法にもとづいて、積極的に、寡占規制の活動を開拓していることは注三に値するといえん。

最後に、ECのそれなりに、簡単に触れねりむとする。一九五七年に成立した、いわゆる、EC条約 (Extraits du traité instituant la Communauté Economique Européenne) は、共同体全体の経済活動の、発展拡大と安定性の増大、ならびに、生活水準の向上を目的として、共同市場を設定し、各国の経済政策の調整を行うこととして、その目的達成の手段として、競争維持の制度の確立を企図したものであつた (二一条、二三条)。共同市場の設定によつて、各加盟国の国内市場を拡大したとしても、それにより、直に最も合理的な資源の配分と、最も好ましい成長率を達成できるものではなく、その為には、積極的に、カルテル等の制限的事業慣行を排除し、共同市場における、市場支配的地位の乱用行為を阻止する、競争政策の導入の、不可欠である」とは論をまたない。共同市場における関税障壁を排除しても、加盟国間の取引を制限する、カルテル等の制限的事業慣行が存在すれば、結局、共同体市場の設立そのものが、危機にあひられる状態におちいる」とは、云うまでもない。ECの競争政策の理論的基礎に、決定的影響を与えたのは、西ドイツの新自由主義思想、すなきわ、フライブル学派 (Freiburger Schule) であるといわれていふ。それは、単に、経済的効率の手段として、競争政策を位置付けるだけでなく、自由の確保と経済民主主義の堅持という観点から、経済秩序政策として、この競争原理を採用したものであり、アメリカ反トラスト政策の背景にある思想の理念と共通性を有するものであった。元来、ECの独禁法制は、いわゆる、弊害主義の立場にたゞ、ローマ条

約八十五条、八十六条の、二ヶ条の競争規定をその基礎としている。前者は、競争を制限する事業間の協定、事業者団体の決定および、事業者の協調的行為を禁止し、後者は、事業者の、市場支配的地位の乱用を禁止している。しかるに、その後、ECでは、共同市場成立以来、企業集中は増加の一途をたどり、特にここ数年は、急激な増加の傾向にある。この企業集中の急激な増加は一方においては一般集中の増加を、他方においては、特定集中の増加をもたらし、種々競争上の問題を提起しつつある。特に重要な問題は、⁽¹⁾ 云う迄もなく、企業集中によつてもたらされる、寡占的市場における、有効競争維持の問題である。経済の寡占化に直面して、ECの弊害規制主義に立つ、市場支配的地位の乱用規制は、競争維持の有効な手段たりえないことが、明かになりつつある。これは一つには、技術的な面からであり、すなわち一般に、何が市場支配的地位⁽²⁾、および、乱用であるかが明確でなく、その立証が極めて困難であるという点であり、もう一つには、理論的あるいは、実証的研究の面からである。これは、有効な競争を、市場において確保するためには、單に、企業の行動を規制するのみでは充分でなく、基本的に市場の構造を、競争的状態にしておくことの必要性である。つまり企業の行動は、本質的には、市場の構造によつて制約されることが決定的だからである。⁽³⁾ したがって、ECにおいても、市場を非競争的な構造に変化させる企業集中を、根本的に規制する必要性が、認識されるようになり、現にこれが規制へと前進しつつある状況である。かくて、一方では、市場支配的企業が、その支配力を維持、強化するために行う企業集中に、乱用規制の八十六条を適用し、他方で、市場における、有効競争を阻害する状態を生み出だす企業集中を、規制するための法規の制定を進めている現況である。

注

① Müller-Henneberg, Schwartz; Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, Kommentar, 1958.

独禁法に関する若干の考察（鶴 田）

Lehnich, Aswald, wettbewerbsbeschraenkung, 1953.

② 萩地洋「ルイハにおける独禁法の最近の動向」(公正取引) 117回。正田松「西ドイツにおける競争制限規制」(法律時報) 昭和四十九年十一月。

③ 小原義雄「市場支配力に対する歐米の公的規制」(現代経済) 昭和四十九年、十四回。金井晃「ECにおける独禁法の最近の動向」(法律時報) 昭和四十九年十一月。植草謙「独禁政策(第三世界の潮流)」(ヒューマン) 昭和五十一年四月。Bessler; E. E. C Protection against Dumping and Subsidies from Third Countries, 6 Common Market Law Deview, 1969.

六 むすび

総論のみと、われぬ三木首相も、いのいひ、総論れやあ、あやややひなつひあわ。

独禁法の改正強化を、社会的不公正是正のための、公約第一号に掲げた彼であった筈である。しかも、伝えられるよつて、この改正案が、衆議院通過の際、参議院で廢案にするといふ、暗黙の前提とする、としていたとするならばそれはまさしく、その背後にある国民的合意を、愚弄するものであり、これこそ、政府、与野党一致して、国民の政治的不信を、一層、深刻化するものである。といわなければならぬ。

かえりみるに、わが国、独禁政策の歩みは、独占規制理念自体の後退と、その運用過程の、独占容認的変更の連續であった。これは明かに、世界の潮流に逆行するものであり、もうした、進行を続行するなど、必ずや、外に対しても、国際的不信をまねくのみならず、内に対しても、イギリス的停滞経済に陥る過を、おかしいとは必至である。

それより、公取委の資料によれば、わが国における市場占有率、一社で五〇%、二社で七十五%以上(年間出荷額五百億円以上)の、独占状態の業種は十業種、三社で占拠率七〇%以上(年間出荷額三百億円以上)の、寡占品目七十四

種にもおよんでいるという。これは工業材料から日用消費物資にわたっており、これらの独占、寡占の巧妙な価格操作や生産調整は、現行法では、完全に排除することは不可能であると、いわれている。財界の企業カルテル志向は強烈である。しかも、わが国経済の、高度成長から減速成長への転換が、企業を反独占的政策行動に、走らせるることは明らかである。かくては、この独禁法改正の見送りは、企業のこうした行動を容認することとなるのである。

Galbraith は企業の独占、寡占的支配力の弊害は、独禁法のようなもので、除去できるほど生やさしいものではなく、結局、それは、単なる、大企業体制の恥部をかくす、「イチジクの葉」に、過ぎないと宣言した。そして、この言に賛意を示す人も多々あるようである。実は私も、根本的には、進展する寡占化の支配体制を、法的にチェックするという、こうした独禁法強化改訂のみで、経済構造の歪の進行を阻止し、市場機構の有効な転換、維持が、可能であるとする考え方には、疑問をもつものであるが、これは、根本的に、企業の「社会化」の問題として、本稿とは別途にとりあげる必要ありと思われる。(一九七五、八、一〇)